

小布施町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 10,993	千円 6,359,884	千円 695,738	千円 1,130,483	% 17.8	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

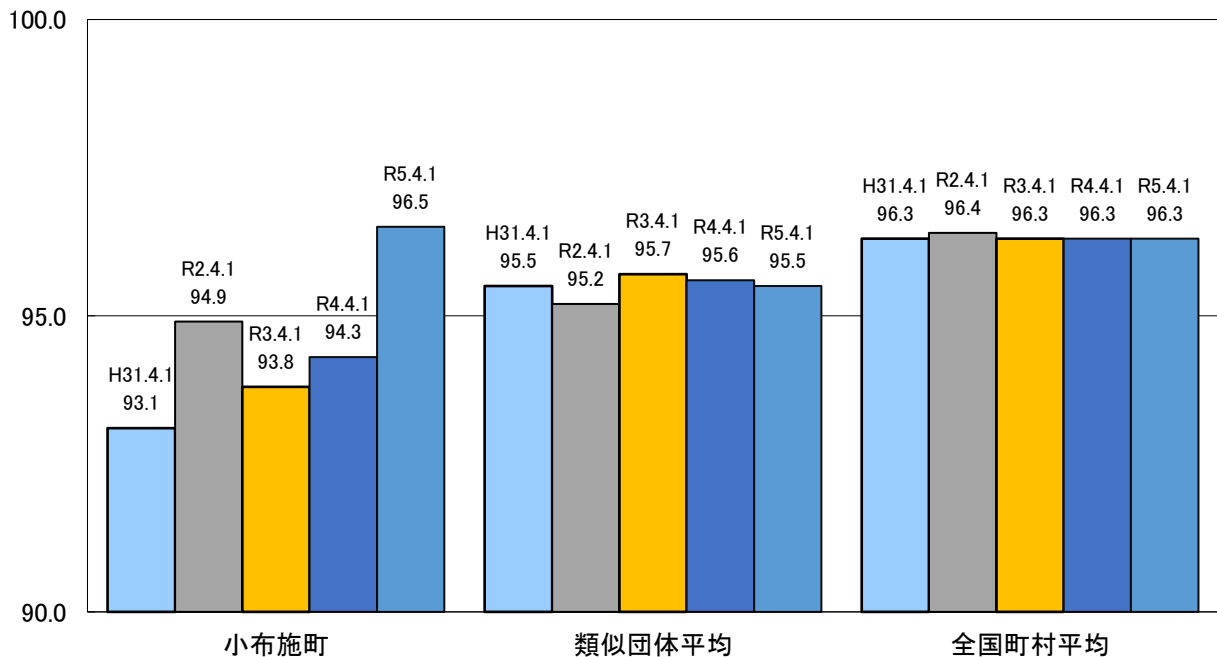
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 101	千円 340,704	千円 65,442	千円 122,960	千円 529,106	千円 5,239	千円 5,461

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

以前から全国町村平均、類似団体平均と比べ低いため見直しをした

(4) 給与改定の状況

※小布施町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月額給の給与改定率・特別給の年間支給月数は国に準じて改定を行っています。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 4年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 4年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえて実施した。激変緩和のため、減給の金額を超えるまで、現給保障を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小布施町	41.1 歳	295,147円	351,280円	321,918円
長野県	45.0 歳	328,465円	395,342円	361,580円
国	42.4 歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.6 歳	301,834円	353,660円	327,274円

② 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小布施町	36.3 歳	243,925円	255,509円
長野県	44.8 歳	367,207円	409,136円
類似団体	37.3 歳	263,318円	299,042円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		小布施町	長野県	国
一般行政職	大学卒	200,400円	206,800円	185,200円
	高校卒	170,200円	174,600円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

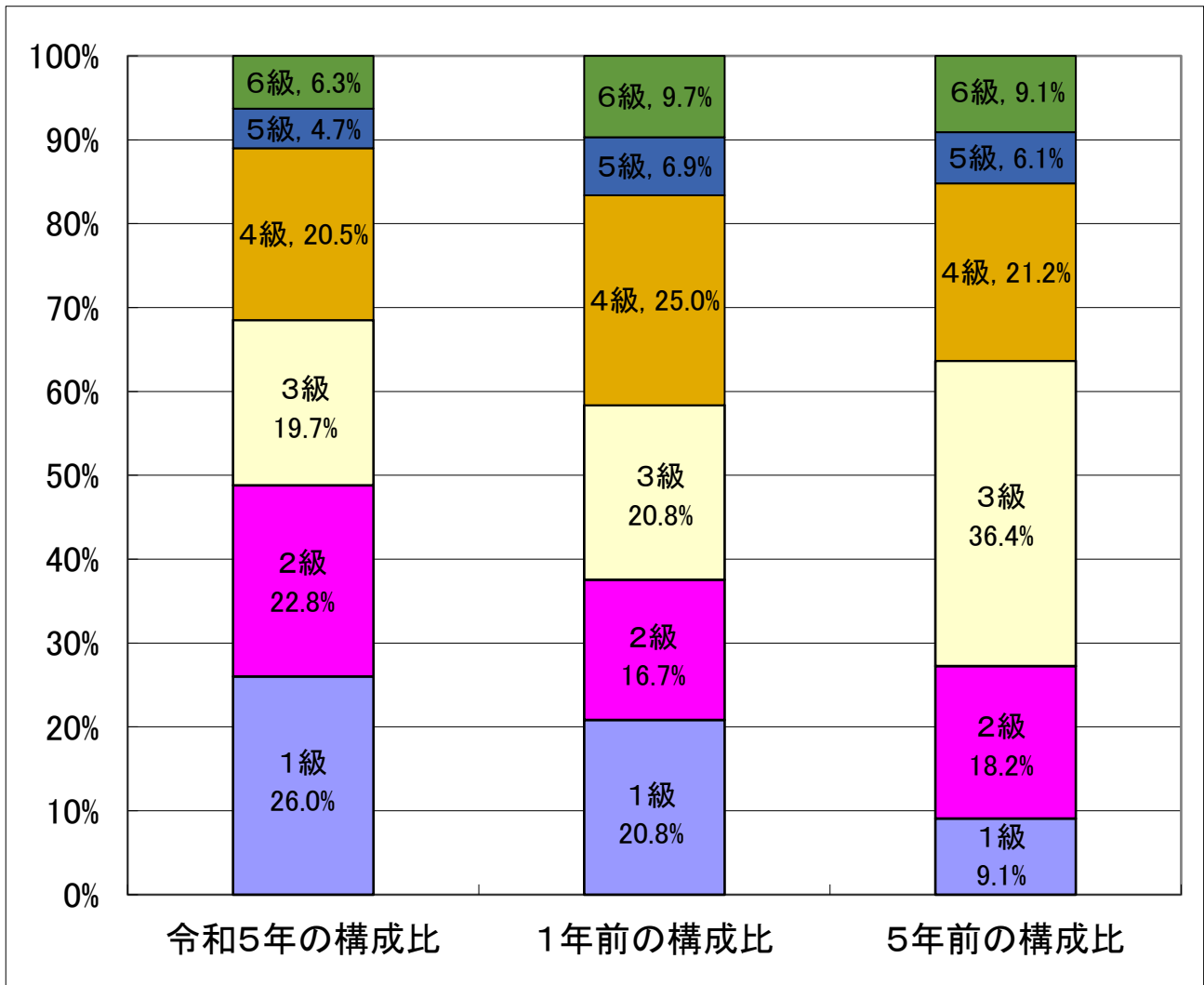
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,800円	355,950円	368,450円	387,100円
	高校卒	— 円	— 円	350,500円	393,050円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

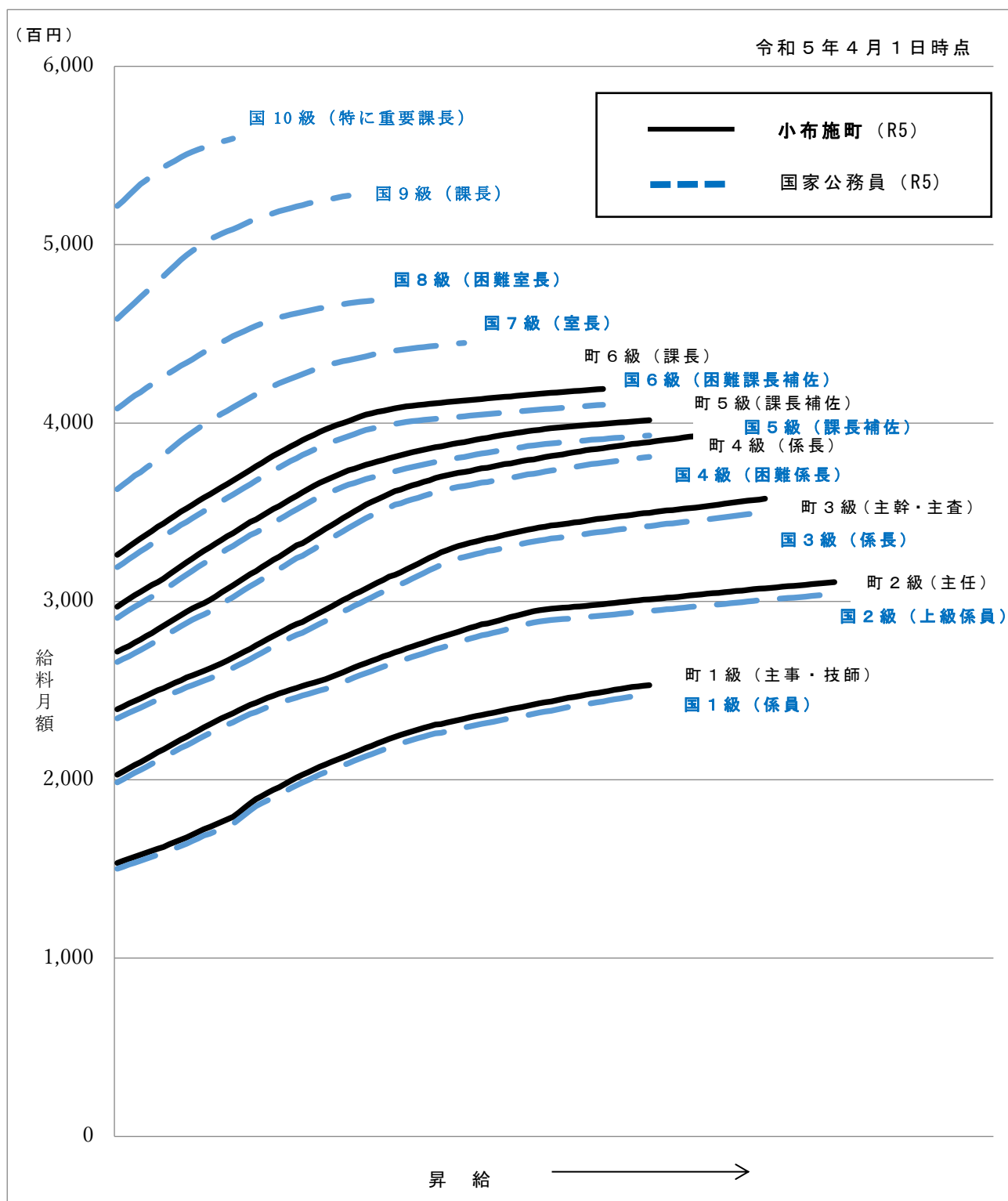
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長の職務	6人	7.6%	330,100円	420,200円
5 級	課長補佐又は室長の職務	5人	6.3%	301,800円	402,500円
4 級	係長の職務	20人	25.3%	277,500円	393,500円
3 級	主幹・主査の職務	14人	17.7%	246,100円	358,600円
2 級	主任の職務	16人	20.3%	212,500円	311,800円
1 級	主事又は技師の職務	18人	22.8%	165,600円	254,800円

- (注) 1 小布施町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 小布施町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（小布施町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 布 施 町	長 野 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1, 304 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1, 666 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小布施町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

小布施町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定期前早期退職特例措置 （割増率2～45%）			定期前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人あたり平均支給額 8,690千円					

（注） 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

※令和4年度は支給なし

支給実績（令和4年度決算）		0千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（4年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
横浜市	11%	0人	12%

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業 手当	感染症の病原体に 汚染された地域に おいて防疫に従事 した職員	患者の看護又は病原 体の付着した物件若 しくは付着の疑いの ある物件の処理作業	千円 0	日額3,500円を 超えない範囲
遺体取扱い 業務	遺体取扱い業務に 従事した職員		千円 0	1回 3,500円
行旅死、病人 取扱い業務	行旅死、病人取扱 い業務に従事した 職員		千円 0	1回 3,500円
家畜伝染病 防疫作業業務	家畜の伝染病の防 疫業務に従事した 職員		千円 0	日額 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	35,520 千円
職員1人当たり平均支給額（4年度決算）	355 千円
支給実績（3年度決算）	23,649 千円
職員1人当たり平均支給額（3年度決算）	246 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 （4年度決算）	支給職員1人当 たり 平均支給年額 （4年度決算）
扶養手当	配偶者 月額6,500円 配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳になる年度初めから 22歳になる年度末までの 子がいる場合の加算額 1人につき月額5,000円	同じ		千円 8,817	円 267,867

住居手当	家賃の支払額が月額 16,000 円を超える場合、 基準により支給(限度額 28,000 円)	同じ		千円	円
				8,250	289,476
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額 (1ヵ月あたりの運賃等相 当額が 55,000 円を超える ときは、1ヵ月当たり 55,000 円) 交通用具使用者 通勤距離に応じ支給 月額 2,000 円～31,600 円	同じ		千円	円
				3,124	101,037
管理職手当	課長 月額 48,000 円 課長補佐 月額 35,000 円			千円	円
				6,048	504,000
宿日直手当	勤務時間外または勤務を 要しない日及び休日の宿 日直業務 1回 4,200 円	同じ		千円	円
				2,952	23,523
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの 期間支給 扶養のある世帯主 月額 17,800 円 その他の世帯主 月額 10,200 円 その他の職員 月額 7,360 円	同じ		千円	円
				6,089	57,017

5 特別職の報酬等の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	701,000 円	(円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	594,000 円		883,000 円 / 504,000 円	
報 酬	議 長	277,000 円	(円)	331,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	203,000 円	(円)	262,000 円 / 196,000 円	
	議 員	181,000 円	(円)	240,000 円 / 174,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和 4 年度支給割合) 3.30 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和 4 年度支給割合) 3.30 月分			

退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村長	701,000×42.5/100×48月	14,300,400円	任期毎
		594,000×25.4/100×48月	7,242,048円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

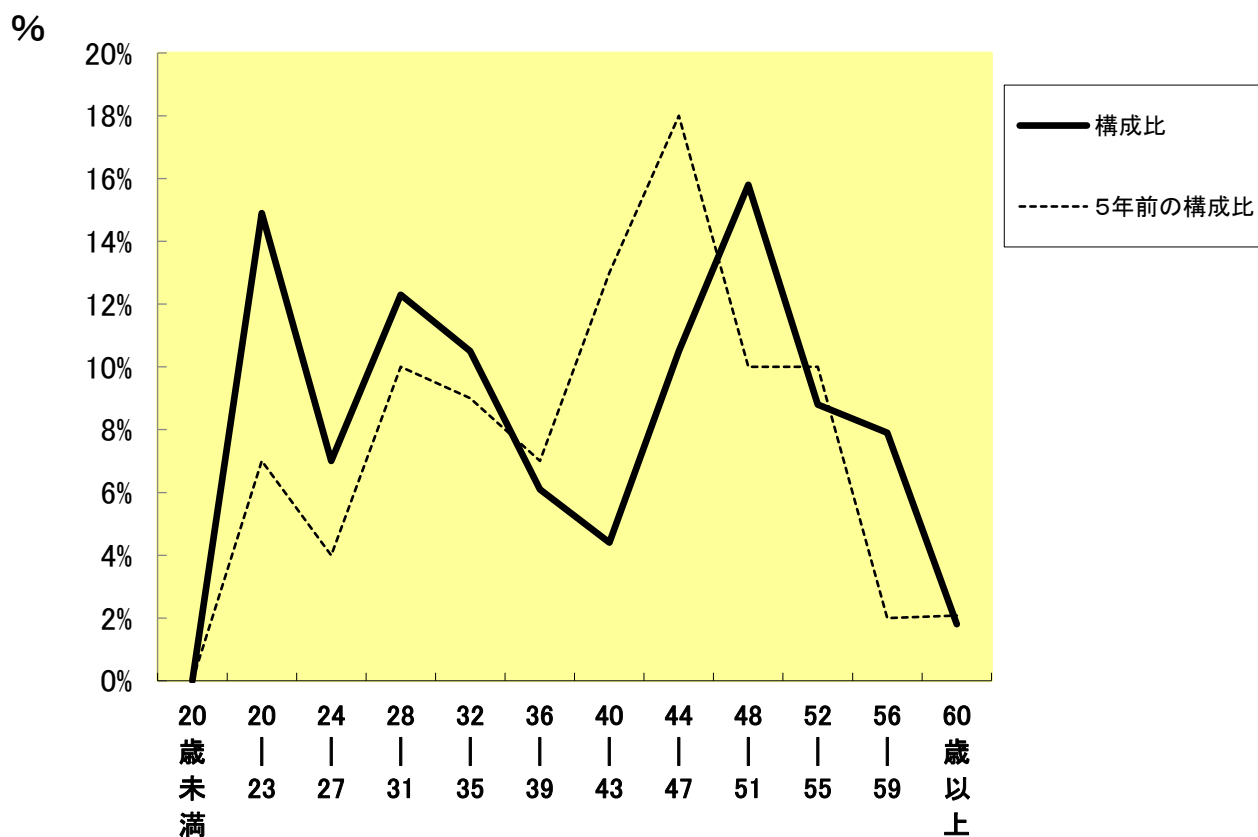
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	欠員補助・業務増加等による増
		総務	28	35	7	
		税務	5	5	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	2	2	0	
土木		8	10	2		
民生衛生		27	30	3		
	計	4	4	0		
		83	95	12	<参考> 人口1万当たり職員数 86.4人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 105.38人)	
	教育部門	18	20	2		
	消防部門	0	0	0		
	小計	101	115	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.64人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 125.39人)	
公営企業等部門	水道	2	2	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	9	8	▲1		
	小計	13	12	▲1		
合計			114 [118]	127 [145]	13 [27]	<参考> 人口1万当たり職員数 115.56人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	15人	12人	19人	12人	8人	6人	15人	17人	13人	6人	4人	127人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	30年	31年	元年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	75	73	76	83	95	21(28.4%)
教育	13	14	16	16	18	20	7(53.8%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	87	89	89	92	101	115	28(32.2%)
公営企業等会計計	12	10	13	13	13	12	0(%)
総合計	99	99	102	105	114	127	28(28.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 171,189	千円 46,987	千円 9,165	% 5.4	% 8.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 2	千円 6,227	千円 650	千円 2,288	千円 9,165	千円 4,582.5	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小布施町	34.0歳	259,438円	314,241円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小布施町水道事業	小布施町（一般行政）
1人当たり平均支給額（4年度） 1,144千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,304千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

小 布 施 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分		最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定期前早期退職特例措置 (割増率2～45%)				定期前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

※令和4年度は支給なし

支給実績（4年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
横浜市	11%	0人	12%

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業 手当	感染症の病原体に 汚染された地域に おいて防疫に従事 した職員	患者の看護又は病原 体の付着した物件若 しくは付着の疑いの ある物件の処理作業	千円 0	日額3,500円を 超えない範囲
遺体取扱い 業務	遺体取扱い業務に 従事した職員		千円 0	1回 3,500円
行旅死、病人 取扱い業務	行旅死、病人取扱 い業務に従事した 職員		千円 0	1回 3,500円
家畜伝染病 防疫作業業務	家畜の伝染病の防 疫業務に従事した 職員		千円 0	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	842 千円
職員1人当たり平均支給額（4年度決算）	421 千円
支給実績（3年度決算）	635 千円
職員1人当たり平均支給額（3年度決算）	317 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳になる年度初めから 22歳になる年度末までの 子がいる場合の加算額 1人につき月額5,000円	同じ		千円 0	円 0
住居手当	家賃の支払額が月額 16,000円を超える場合、 基準により支給(限度額 28,000円)	同じ		千円 300	円 150,000
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額 (1ヵ月あたりの運賃等相 当額が55,000円を超える ときは、1ヵ月当たり 55,000円) 交通用具使用者 通勤距離に応じ支給 月額2,000円~31,600円	同じ		千円 85	円 42,600
管理職手当	課長 月額48,000円 課長補佐 月額35,000円			千円 0	円 0
寒冷地手当	11月から翌年3月までの 期間支給 扶養のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額7,360円	同じ		千円 88	円 43,900